

産地発展促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、いちご、ねぎ、きゅうり、トマト等の全国トップレベルを目指す園芸品目（以下「トップブランド化品目」という）の産地発展に向けた取組を集中的に支援し、全国的に認知される園芸品目（目標産出額50億円）を育成するため、県内の事業実施主体が行う事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において産地発展促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- ・事業を推進する体制が整備されており、トップブランド化品目の産地発展への一助となる具体的な計画に基づいた取組が見込まれること。
- 2 補助金の交付対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3 この事業の実施期間は、交付決定日から交付決定のあった日の属する年度（以下「補助事業年度」という。）の3月15日までとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 納税証明書（全ての県税）
- (3) 事業実施主体が営農集団の場合にあつては、当該団体の組織及び運営に関する規約並びに農業生産法人化計画の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び役員等名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合

- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
 - (3) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第4第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（遂行状況報告）

第6 規則第10条の報告は、別記様式第6号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書（別紙1）
 - (2) 納品書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1月を経過した日又は補助事業年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は

補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効果の増加した機械等(以下「財産」という)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

(運営状況報告)

第11 補助事業者は、補助事業年度の翌年度以降における財産の運営状況等について、別記様式第10号により、事業実施後3年間にわたり知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、毎年6月30日現在において作成し、翌月の20日までに報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機器、機械及び施設等
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第11号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14 補助事業者は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第12号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第15 この補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、補助事業実施年度と事業名を掲示

又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所を経由するものとし、地方振興事務所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所を経由するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月18日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2関係）

産地発展促進事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業の名称	事業実施主体	対象事業	補助対象経費	補助率	事業の重要な変更
産地発展促進事業費補助金	<p>(1) 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合</p> <p>(2) 集落営農組織（農業生産法人化計画を有するものに限る。）</p> <p>(3) その他の営農集団（認定農業者を含む3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</p>	<p>トップブランド化品目の収益性向上等の産地発展に寄与する取組に必要な装置、機械、施設等の整備</p>	<p>事業計画の達成に必要と認められた装置、機械及び施設等の導入経費</p> <p>※1 導入機器を既存の機器と接続するためのアタッチメント等に要する経費を含む</p> <p>※2 機械を導入する場合は、「宮城県特定高性能機械導入計画」に基づき導入するものとする</p>	<p>1/2 以内</p> <p>※ただし、1件あたりの補助金の上限を8,000千円とする</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業実施主体ごとに30%を超える事業量又は事業費の増減</p>

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成29年度において、産地発展促進事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、
産地発展促進事業費補助金 金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費等

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助の対象となる経費 円
- (3) 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 納税証明書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

※別表事業実施主体(2)にあつては、農業生産法人化計画の写しを、別表事業実施主体(3)、(4)にあつては、当該団体の組織及び運営に関する規約を添付する

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
 当組織

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 添付書類：役員等名簿

別記様式第3号（第5の（1）関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました産地発展促進事業費補助金について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更後の事業計画書

（2）その他交付申請時に提出した書類のうち、変更があったもの

※ 関係書類は、別記様式第1号に準じて作成し、補助金の交付決定通知のあった事業の内容及び経費の配分と、変更しようとする事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるよう2段書き（変更前を上段に括弧書き）にすること。

別記様式第4号（第5の（2）関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました産地発展促進事業費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 今後の見通しと対策

別記様式第5号（第5の（3）関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金遅延等報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました産地発展促進事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助事業の完了見込み

別記様式第6号（第6関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました産地発展促進事業費補助金について、平成 年 月 日現在の事業遂行状況を、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成 年 月 日までに完了した内容
- 2 事業実施完了予定年月日
- 3 事業完了の見込み

別記様式第7号（第7の（1）関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました産地発展促進事業費補助金について、平成 年 月 日付けで完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業に要した経費等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助の対象となる経費 | 円 |
| (3) 補助金実績額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 納品書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

振込先

- 1 口座 座：(金融機関名) 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇

平成 年度産地発展促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました平成 年
度産地発展促進事業費補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよ
う請求します。

記

事業名	補助金交付 決定額	既受領額	月 日ま での予定 出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

概算払請求理由(事業の進ちよく状況等を簡潔に記入し、確認できる書類を添付すること。)

.....

.....

.....

.....

.....

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年度産地発展促進事業費補助金前金払請求書

文 書 番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第
年度産地発展促進事業費補助金について、下記により金
う請求します。

号で交付決定の通知のありました平成 年
円を前金払によって交付されるよ

記

事業名	補助金交付 決 定 額	既受領額	補助決定額 に対する前 金払の割合	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

前金払請求理由(前金払を必要とする根拠を簡潔に記入し、確認できる書類を添付すること。)

.....

.....

.....

.....

.....

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇

別記様式第9号（第9関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で交付決定通知のありました、産地発展促進事業費補助金について、産地発展促進事業費補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税額等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（記載注意）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金8%相当額が消費税等仕入控除税額の対象額ではない。

別記様式第10号（第11関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金財産運営状況報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

産地発展促進事業費補助金により取得した財産の運営状況について、平成 年6月30日現在の状況を下記のとおり報告します。

記

1 取得財産の名称及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 運営状況

年度	対象トップブランド化 品目作付面積		10a あたり 収量(B) (kg)	10a あたり 販売額(C) (円)	10a あたり 総販売額(A×B×C) (円)
	(a)	うち受益面積(A) (a)			
補助事業年度 (導入前) (平成 年度)					
補助事業年度の 翌年度 (平成 年度)					
2年後 (平成 年度)					
3年後 (平成 年度)					
事業実施により 期待される成果					

4 事業の効果

別記様式第11号（第13関係）

平成 年度産地発展促進事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農園環）指令第 号で産地発展促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名： _____

事業実施年度			補助金名			産地発展促進事業								
区分	事業の内容			工期		経費の配分（円）			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	名称	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	引渡 年月日	総事業費	都道府県費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
機器類							0							
						0								
						0								
						0								
						0								
		合計					0	0	0	0				

(注)

- 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に変えることができる。

別紙1（第3の3の（1）、第7の3の（1）関係）

平成 年度産地発展促進事業 事業計画書（事業実績報告書）

1 事業実施主体の概要

名称		代表者氏名	
所在地			
構成員数			
連絡先	担当者役職・氏名： 電話： FAX： E-mail：		

2 事業の目的

(1) 現状及び課題

(2) 事業の目的（事業実施により、課題をどのように解決するか）

3 事業計画

年度	対象トップブランド化 品目作付面積		10a あたり 収量(B) (kg)	10a あたり 販売額(C) (円)	10a あたり 総販売額(A×B×C) (円)
	(a)	うち受益面積(A) (a)			
補助事業年度 (導入前) (平成 年度)					
補助事業年度の 翌年度 (平成 年度)					
2年後 (平成 年度)					
3年後 (平成 年度)					
事業実施により 期待される成果					

※受益面積は、事業により導入する機器等により受益する対象品目の作付面積を記入すること

※10a あたりの収量、販売額については、対象品目部門に限り記入すること

4 機器の導入計画（実績）

事業名	機器名	規格及び能力※	設置場所	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他 ()	
計	—	—	—					—

※規格及び能力には、播種機の条数，馬力等を記載すること。

5 機器導入の根拠等（導入機器の規格及び能力が事業規模に応じたものである理由）

※事業計画書の提出にあつては，導入機器のカタログ及び見積書を添付すること